

**令和7年度高知県ヘルスケア産業
実証実験支援事業費補助金（二次募集）
公募説明会**

**令和7年6月16日
11:00～12:00**

高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトについて

目的

産学官金が連携して、スタートアップ企業等のデジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの事業化をサポートすることで当分野への県内企業の参画や県外企業の誘致を促し、ヘルスケア産業の集積とイノベーションの創出を図る。

取組概要

1. プロジェクト支援案件に対する伴走支援

専門家によるデジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの開発から事業化までの継続的な伴走支援を実施

・高い専門性を有した人材を配置。プロジェクト支援企業との関係性をしっかり構築しながら着実に事業化までサポートするため、伴走支援体制の強化を図る。

2. 財政支援

- ・県による実証実験の支援 (ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金)
- ・金融機関による融資 等

3. 人材育成・供給

高等教育機関による産業人材及び高度研究人材の育成・供給

- ・高知大学ヘルスケアイノベーションコース及び高知工科大学データ&イノベーション学群等を中心に育成されたエンジニアをプロジェクト支援企業につないでいく。

魅力ある職場の提供

人材供給

4. 交流・マッチングの場づくり

県内企業・県外企業・県内高等教育機関等とのマッチング・交流の機会創出

- ・県内外企業・パートナー機関等との交流・マッチングの機会創出

- ・県内外企業・県内学生等との交流の機会創出

若者の県内定着
事業化・企業誘致

ヘルスケアイノベーションプロジェクト推進体制

協議会委員

産業界、高等教育機関、金融機関、有識者、支援機関、行政機関

エグゼクティブコーディネータ・コーディネータ

産業会・高等教育機関

プロジェクトマネージャー

行政機関

事務局

産業イノベーション課

パートナー機関

自治体・医療機関

(1) 事業の目的・内容

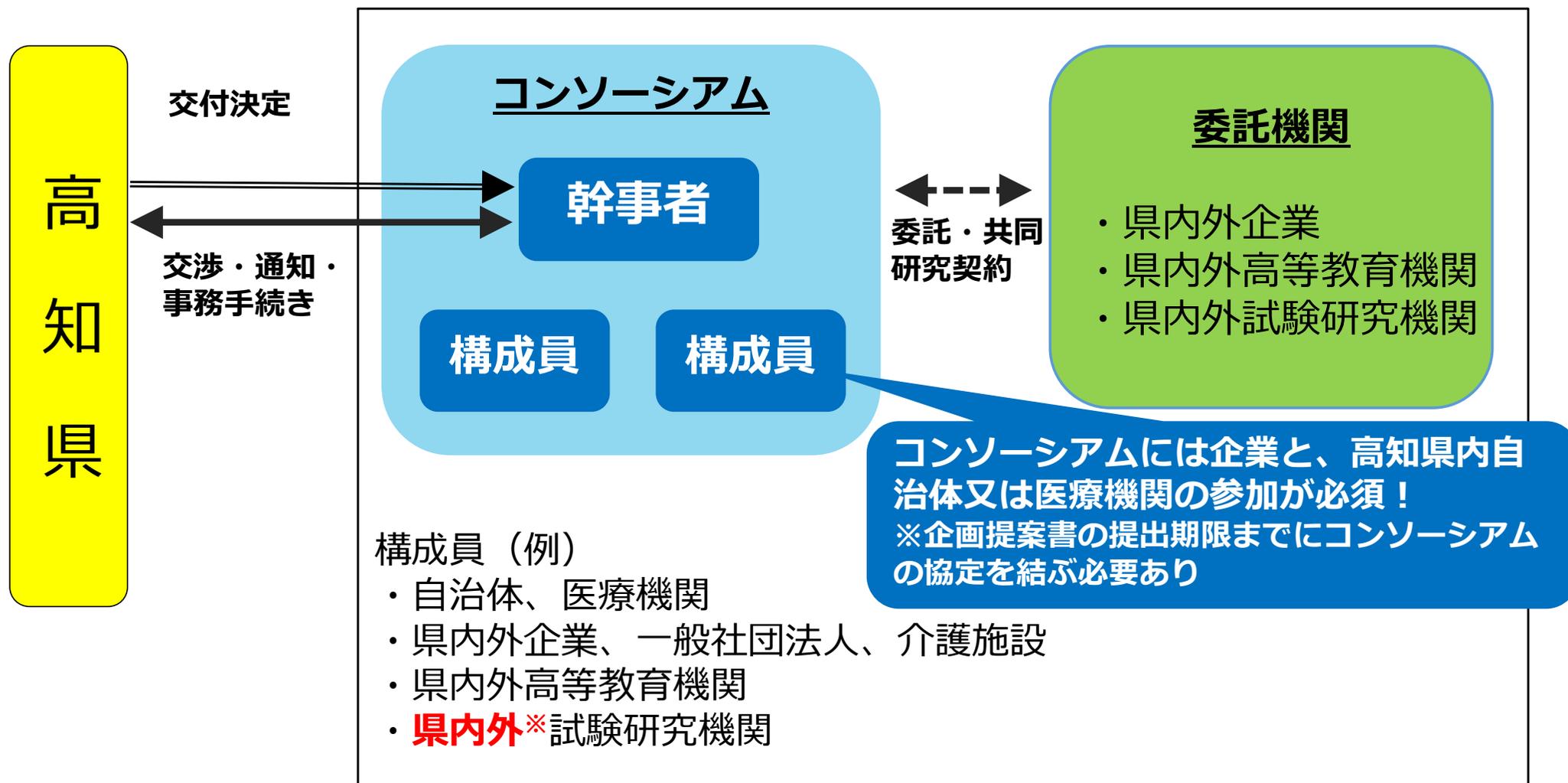
この補助金は、県内市町村等と県内外の民間企業や大学等が連携して実施する、デジタル技術等を活用したヘルスケア関連の新製品や新サービスの事業化のための実証実験（ヘルスケア分野の製品やサービスについて、県内市町村・医療機関で運用を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じた改修等を行い、社会実装を目指すもの。）に係る費用の一部を補助することで、県内に県外のヘルスケア関連企業等呼び込み、県内におけるヘルスケア産業の創出と地域課題の解決に寄与することを目的としています。

(2) 補助対象事業、補助事業者等

補助対象事業	<p>デジタル技術等を活用したヘルスケア関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 (注) プロトタイプの実証・評価をする段階であること（プロトタイプの開発を含む）。</p> <p>※プロトタイプの開発に係る経費は、全体経費の2割未満とする。</p> <p>(注) 実証実験の実施場所は県内市町村又は県内医療機関に限る。</p>
補助事業者	<p>県内市町村又は県内医療機関と、県内外の民間企業及び大学等で構成されるコンソーシアム</p> <p>(注) コンソーシアム協定を締結すること。</p>
補助要件 (体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事者のエントリーする事業が、資格審査申込書提出日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援案件となること。 ・ コンソーシアムを構成する組織（以下、「コンソーシアム構成員」という。）として、県内市町村又は県内医療機関と、県内外の民間企業等の参加は必須とする。なお、県外民間企業等については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。
補助対象期間	<p>交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで</p>
補助率	<p>2分の1以内</p>
補助金額	<p>上限500万円、下限100万円</p>

予算の範囲内で採択数を調整します。

(3) コンソーシアムの構成



※高知県の公的試験研究機関は、県の補助事業者になれませんが、補助事業者の委託機関として参加することは可能です。

(工業技術センター、紙産業技術センター、農業技術センター、森林技術センター 等)

(4) 対象経費

**共通事項：事業期間内に発注から支払までが終了したもの
当該事業に直接使用されたものと説明できるもの**

機械装置費

・機械装置費

- ※取得価格が100万円未満（税込）の補助事業に直接必要な機器や機械装置等の購入、保守等
- ※他の事業でも利用できるパソコン、量産用機械等汎用性の高いもの又は生産設備に転用可能なものは対象外とする。

労務費：研究開発者又は補助者の経費（上限設定あり）

・研究開発者及び補助者（アルバイト等）が当該補助事業に直接従事した 時間に対する人件費

- ※研究開発者の人件費は民間企業等のみ計上可。
- ※補助者（アルバイト等）の人件費は市町村及び大学等のみ計上可。なお、市町村職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）の人件費を除く。）は対象外とする。
- ※上限は、補助対象経費の2分の1とする。

事業費（上限設定あり）

・謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費

- ※外注加工費は、補助対象経費の3分の1を超えない額とする。

「実施要綱」及び「実施要領」をよくお読みください。

(5) 対象外経費及び注意点

対象外となる経費の例

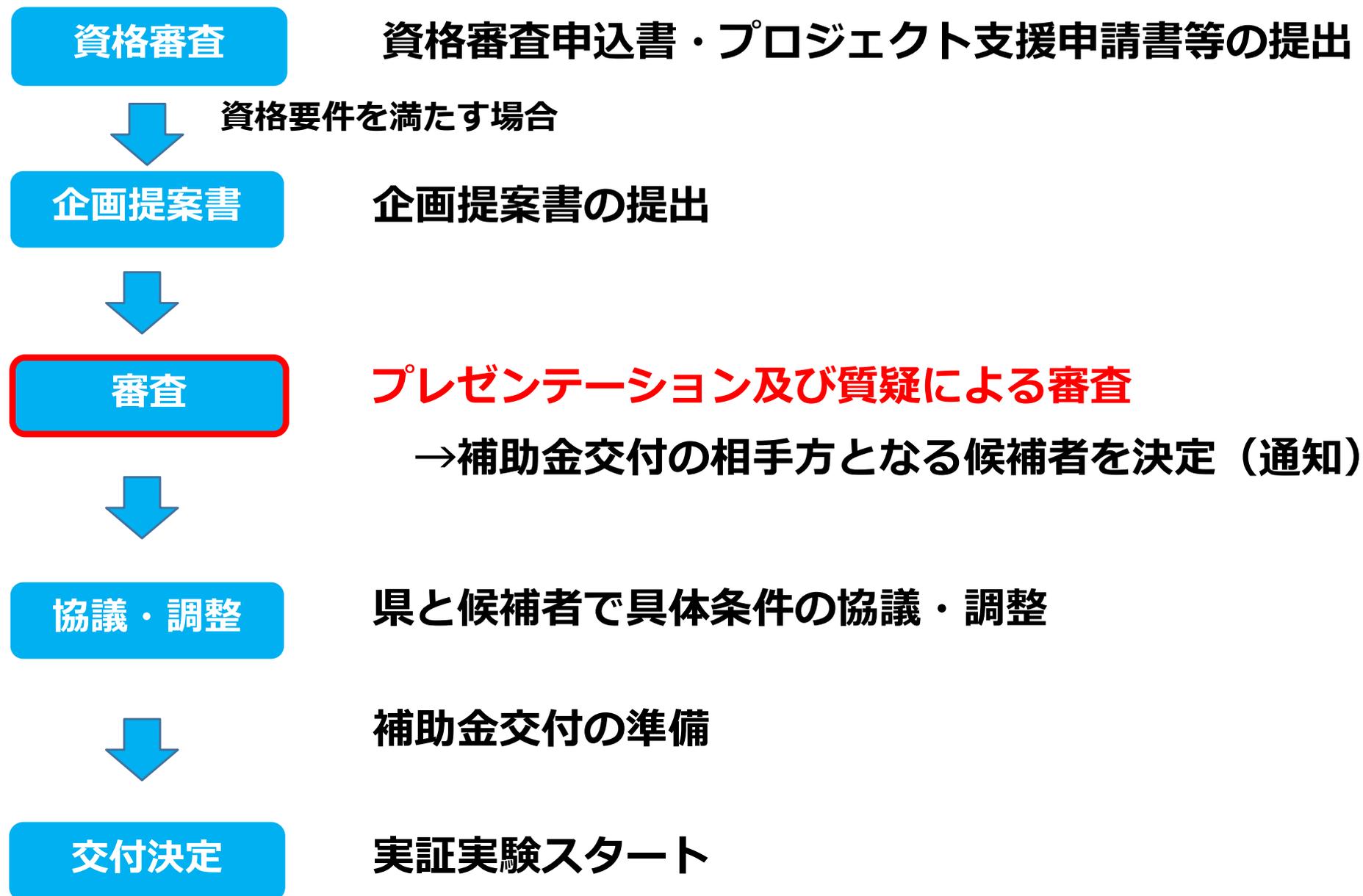
- × 補助業務に直接必要と認められないもの
- × 経理書類の整備が不十分で支出の事実が証明できないもの
- × 補助事業期間内に使い切れず余ったもの（要注意：補助期間終了間際の原材料の大量購入など）
- × 経理事務に要する経費
- × 学会登録料、一般的な講習会参加費
- × 事業と関係のない業務に関する旅費
- × 県との打合せ等に要する経費
- × 振込手数料（相手先負担も含む）、公課費、行政手続きに係る手数料や公課費に準ずる経費 など

購入先の決定時に注意が必要、もしくは県に確認が必要な例

- ・ 30万円を超える金額を支出する場合（原則、相見積）
- ・ 装置や場所の借り入れで150万円を超えるを支出する場合（原則、競争入札）
- ・ 装置等の購入のために300万円を超える支出する場合（原則、競争入札）
- ・ 交付決定時に予定していない装置等を購入する場合 など

「実施要綱」及び「実施要領」をよくお読みください。
また、分からないことは都度、県にご確認ください。

(6) 補助金の申請から交付先の決定



(7) 資格要件の確認提出書類

様式 番号	提出書類	説明	部数
3	資格審査申込書（鑑）	幹事者が作成	1
4	資格審査申込書	コンソーシアム構成員ごとに作成	1
5	誓約書兼同意書	コンソーシアム構成員ごとに作成 ※高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書を提出してください。	1
	高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援決定通知書の写し		1
	資格審査確認書類	<p>コンソーシアム構成員ごとに必要 a及びb、またはcのみ</p> <p>a 本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可）。 なお、高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書については、税完納情報の提供に係る同意書（※4）及び本人確認書類の写し（※5）でも代用可。 （※1）滞納がないことの証明書を提出してください。事業を開始したばかりで、課税されていない場合も提出が必要です。 （※2）公募開始日以降に取得したものに限ります。 （※3）滞納のない証明書が発行されない場合は、直近事業年度の納税証明書を提出してください。 （※4）税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。 （※5）法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 （※6）（※5）については、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p>b 本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ※公募開始日以降に取得したものに限ります。 ※納税証明書の「その3」又は「その3の3」を提出してください。「その1」及び「その2」は不可です。</p> <p>c 令和6～8年度高知県入札参加資格者名簿の写し</p>	1
	コンソーシアム協定書の写し	任意様式 ※コンソーシアム協定書については、企画提案書の提出期限までは提出を猶予します。	1

(8) 企画提案書の書き方 (要点)

表紙

原則、1枚の申請書表紙に、コンソーシアム構成員全ての機関名等を記載してください。

2 幹事者

幹事者の経営状況を記載してください。なお、設立後2年未満の民間企業等は、⑥経営状況（直近2期分）の記入は不要ですが、事業計画書等の写しを添付してください。

4 事業の要約

事業名称、実施概要、実証先の市町村名を記載してください。

5 実施事業の内容

背景・必要性、補助事業実施により目指す目標、解決すべき課題、実証事項、補助事業実施により期待される効果、事業実施後の活動予定、関連実績を記載してください。図表を用いるなどして、分かりやすく記入してください。様式の注釈に記載している説明に沿った内容にしてください。

7 実証実験の実施体制図

様式の注釈に記載している説明に沿って記載してください。

8 スケジュール

様式の注釈に記載している説明に沿って記載してください。

9 経費明細表

コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに経費明細表を作成してください。単位は円です。

(8) 企画提案書の書き方 (経費明細表) 単位：円

(名称：〇〇会社)

経費区分	種別	A	B	B×補助率	積算基礎 (税込)
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経 費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
(1,000円未満の端数切り捨て)					

(名称：コンソーシアム)

経費区分	種別	A	B	B×補助率	積算基礎 (税込)
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経 費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連 経費				
	委託費 その他諸経 費				
小計③					
合計④(小計①+②+③)					
(1,000円未満の端数切り捨て)					

〇〇企業と〇〇市の
合計額

(名称：〇〇市)

経費区分	種別	A	B	B×補助率	積算基礎 (税込)
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経 費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連 経費				
	委託費 その他諸経 費				
小計③					
合計④(小計①+②+③)					
(1,000円未満の端数切り捨て)					

(9) 審査の項目及び点数、審査基準

1. 事業に関すること

①事業内容 (15点)

補助事業の趣旨や目的に合致した事業内容か、市場の動向、地域課題やニーズに合致しているか、新規性、先進性、独創性、優位性があるか 等

②補助事業実施後の見通し (10点)

事業実施後の実装に向けたプロセスは現実的か、実証実験の結果をどのように事業に活かしていくのか見通しは適切か 等

2. 実証実験に関すること

①目標及び解決すべき課題 (15点)

事業全体における実証実験の位置づけは妥当か、目標、課題、課題解決の方向性や手段が明確か、課題解決のための仮説は適切か 等

②実証事項について (15点)

実証事項は、課題を検証する内容となっているか、実証事項は、期待される効果が得られる内容になっているか、実証実験の内容は5W1Hが明確に示されているか 等

③期待される効果 (10点)

課題を解決することで期待される効果は明確か 等

④実施体制 (15点)

本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか、幹事者は求められる任務を果たすことが可能か、コンソーシアムの各構成員が主体的役割を持って補助事業に取り組む体制がとれているか 等

⑤スケジュール (15点)

実施スケジュールは現実的か

⑥経費の妥当性 (5点)

必要最小限かつ合理的な経費か、機器装置等の購入が目的となっていないか

不合格となる点数：60点未満及び各審査項目の点数が5割未満

(10) 今後のスケジュール

- ◆ 6月9日 (月) 募集開始
- ◆ 6月16日 (月) 説明会
- ◆ 6月19日 (木) 正午 質疑書提出締切
- ◆ 6月26日 (木) 17時 資格審査申込締切
- ◆ 7月10日 (木) 17時 企画提案書提出締切
- ◆ 7月下旬 審査委員会 (プレゼンテーション)
- ◆ 8月上旬 審査結果通知・補助金交付に向けた事業計画の調整
- ◆ 交付決定日 交付決定・事業開始
※事業計画の調整と交付申請手続き完了後に事業開始となります。